

随意契約(物品役務等)

事業別 No.	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の 名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及 び住所		随意契約によるこ ととした会計法令 の根拠条文(企 画競争等)	競争性のない随意契 約によらざるを得ない 理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役 員の数 (※契約の 相手方が職 員を雇用する 場合は特 別社団法人 又は特別財 団法人の場合 の記載事項)	提案者 の数	55公益社 団法人又は 公益財団法 人(特別社 団法人又は 特別財団法 人を含む。)	特別な競争参加資 格 (※提案者の数が1 の場合の記載事項)	抽 出 判 定	備 考	
		署名 称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人 の区分	国所管、 都道府県 認定の区 分							
CZ1	該当なし																			

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は、「特別社団法人」をいう。

随意契約(物品役務等)

事業別 No.	物品役務等の名称及び数量	署名 称	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の 名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及 び住所		随意契約によるこ ととした会計法令 の根拠条文(企 画競争等)	競争性のない随意契 約によらざるを得ない 理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役 員の数 (※契約の 相手方が農 林水産者が 所管する特 例社団法人 又は特例財 団法人の場 合の記載事 項)	提案者 の数	うち公益社 団法人又は 公益財団法 人(特例社 団法人又は 特例財団法 人を含む。)	特別な競争参加資 格 (※提案者の数が1 の場合の記載事項)	抽 出 判 定	備 考	
			名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人 の区分	国所管 都道府県 認定の区 分							
DZ1	該当なし																				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

別紙様式第4

随意契約(物品役務等)

事業別 No.	物品役務等の名称及び数量	署名 名称	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の 名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及 び住所		随意契約によるこ ととした会計法令 の根拠条文(企画 競争等)	競争性のない随意契 約によらざるを得ない 理由	契約金額	公益法人の場合		再就職の役 員の数 (※契約の 相手方が職 員であるか が関係する 特例社団法人 又は特別財 団法人又は 特別財団法 人の記載事 項)	提案者 の数	特別な競争参加資格 (※提案者の数が1 の場合の記載事項)	抽 出 判 定	備 考
			名称	所在地		商号又は名称	住所				公益法人 の区分	国所管、 都道府県 認定の区 分					
FZ1	平成29年度下川地区除雪機械賃貸借 単価契約 (除雪ドーザホイール型13t級120時間)	上川 北部	分任支出負担行為担当官 上川北部森林管理署長 西純一郎	北海道上川郡下 川町緑町21-4	平成29年11月13日	下川建設興業 株式会社	北海道上川 郡下川町西 町224	予決令第99条 の2(不落・不調 随意契約)	-	1,931,040	-	-	-	2	0	-	単価契約
FZ2	札幌市藻岩下地区越境木等伐採処理 業務 (民地への枯損木等12本の伐倒処理 外)	石狩	分任支出負担行為担当官 石狩森林管理署長 牧野利信	北海道札幌市中 央区南9条西23丁 目1-10	平成29年11月20日	堀川林業 株式会社	北海道三笠 市西桂沢411	会計法第29条 の3第4項(緊急 随意契約)	国有林側から境界 を越えて伸張し近隣 住宅の土地利用に 障害となっているも の及び、枯損木で住 宅側に傾斜しており 倒伏の恐れがある ものを積雪前に早 急に処理する必要 があるため。	1,296,000	-	-	-	-	-	-	
FZ3	国有財産登記測量業務(夕張郡栗山町 字継立) (境界標埋設5点他)	空知	分任支出負担行為担当官 空知森林管理署長 山崎幸晴	北海道岩見沢市3 条東17丁目34	平成29年12月13日	公益社団法人 札幌公共嘱託登 記土地家屋調査 士協会	北海道札幌 市中央区南4 条西6丁目8	予決令第99条 の2(不落・不調 随意契約)	-	945,637	公社	都道府 県認定	-	1	0	公共嘱託登記土地 家屋調査士協会、 土地家屋調査士法 人若しくは土地家 屋調査士であるこ と	-

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。